

○署長が行う通行許可手続取扱要領の制定について

(平成 19 年 7 月 2 日例規交規第 79 号)

この度、静岡県道路交通法施行細則（昭和 35 年県公委規則第 7 号。以下「細則」という。）の一部改正に伴い、通行許可手続に関する事務の適正化及び斉一化を図るため、別添のとおり「署長が行う通行許可手続取扱要領」を定め、平成 19 年 7 月 2 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

署長が行う通行許可手続取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 8 条に基づく細則第 3 条の 5 に規定する通行を禁止されている道路又はその部分（以下「通行禁止道路」という。）に係る交通規制に対する署長（高速道路交通警察隊長を含む。以下同じ。）が行う通行許可の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第 2 通行許可の基本

道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）第 6 条第 1 号及び第 2 号並びに同条第 3 号に基づく細則第 3 条の 5 第 1 項に該当する場合において許可するものとする。

第 3 受理要領

1 通行許可の申請

通行許可の申請は、当該許可を受けようとする通行禁止道路を管轄する署長に対し、通行禁止道路通行許可申請書（道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）別記様式第 1 の 3。以下「申請書」という。）を 2 通提出させるものとする。

2 添付書類

申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 当該申請に係る車両の自動車検査証記録事項（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条第 2 項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）が記載された書面
- (2) 当該申請に係る車両の運転者（主たる運転者）の自動車運転免許証の写し
- (3) 当該申請に係る通行禁止道路の場所が分かる図面
- (4) 当該申請に係るやむを得ない理由が、令第 6 条第 2 号に該当する場合は、身体に障害のあることを証明する書面
- (5) 当該申請に係るやむを得ない理由が、細則第 3 条の 5 第 1 項各号に該当する場合は、用務を疎明する書類

3 記載事項の確認

申請書の通行しようとする通行禁止道路の区間欄には、原則として、自署の管轄区域、道路の区間又は場所を特定して記載させるものとする。この場合において、記載する通行禁止道路は、必要最小限度にとどめさせるものとし、路線別に対象を限定することができる場合は、「〇〇市〇〇町〇〇番地先から〇〇市〇〇町〇〇番地先までの市道〇〇線」等具体的に記載させること。

4 通行許可申請の受理

通行許可の申請は、自署管内の区域、道路の区間又は場所に限り受理するものとする。ただし、通行許可を受けようとする通行禁止道路が連続しており、複数の署の管轄区域にわたる場合は、細則第3条の5第5項第1号の規定により、当該申請を受けた署で受理するものとする。この場合において、複数の署の管轄区域にわたる申請書を提出した申請者が、早期の交付を求めるときは、当該申請に係る通行禁止道路を管轄する署ごとに申請することにより、早期の交付が見込まれることを教示するものとする。

第4 事務処理要領

1 システムへの登録

申請書を受理したときは、静岡県警察除外標章等管理システム（以下「システム」という。）に所要事項を登録するものとする。

2 申請内容の確認等

(1) 期間の確認

通行許可の期間は、原則として日時を限って許可するものとする。ただし、反復又は継続して通行禁止道路を通行する必要がある車両に係るものについての有効期間は、3年以内において当該通行しなければならない事情に応じた期間とする。

(2) 申請場所が自署管内以外にわたる場合

第3の4の規定により、他の署の申請書を受理した署長（以下「申請受理署長」という。）は、当該申請書に係る通行禁止道路を管轄する署長（以下「隣接署長」という。）に受理した申請書及び添付書類を送付するものとする。

3 通行許可の審査等

(1) 申請受理署長及び隣接署長は、自署管内に対する申請内容について、通行許可を審査する前に、次に掲げる危険性が高いなどの理由がある通行禁止道路でないか確認するものとする。

ア 一方通行の逆行

イ 車両通行止め規制が行われている踏切路

ウ 車両通行止め等の区域規制及び区間規制に関連する指定方向外進行禁止規制以外の指定方向外進行禁止規制

エ 歩行者用道路（「歩行者専用」又は「自転車及び歩行者専用」の道路標識を用いて規制されている区域又は道路の区間をいう。）規制が行われている区域又は道路の区間のうち、歩行者天国、モール等に利用されている区域又は道路の区間

オ 車種別通行止め規制が行われている区域又は道路の区間

(2) 前記(1)に該当した場合は、次のとおり処理するものとする。

ア 前記(1)ア及びイに該当した場合

原則として、許可しない。

イ 前記(1)ウからオまでに該当した場合

やむを得ない車両を除き、許可しない。

(3) 申請受理署長及び隣接署長は、前記(1)に該当しない申請及び前記(2)イに基づきやむを得ないと認めた申請に対し、申請内容について、次に掲げる事項を審査するものとする。

ア 申請に係る車両が第2の規定による通行許可車に該当するか。

イ 申請書の内容に虚偽の事実はないか。

ウ 申請場所は、自署管内のみであるか、又は他署管内にわたるものであるか。

エ 通行許可を受けて通行する以外に方法がない等、ほかに代替え手段がなく、通行許可を受けようとする理由が通行方法、目的等から真にやむを得ないものであるかどうか。

オ 通行の時間及び方法は、適当か。

カ 通行許可を受けようとする期間並びに区域、区間及び場所が必要最小限の範囲に限定されているか。

キ 身体の障害のある者を輸送すべき相当の事情があるか。

(4) 申請受理署長及び隣接署長は、道路の実態等に応じ、次に掲げる交通事故防止のための必要な具体的条件を付すものとする。

ア 歩行者等の通行を妨げないような速度で通行すること。

イ 通行に際して、特に危険な場所においては、補助者が先導すること。

ウ 交通整理人を配置の上、誘導すること。

エ 予告広報板を設置すること。

オ 通行方法は、〇〇方向から〇〇方向までとすること。

カ 前記アからオまで以外の署長が必要と認める条件

4 通行許可の手続

(1) 許可証等の作成

ア 申請受理署長及び隣接署長は、前記3の規定により審査等を行った結果、通行許可の要件を備え、やむを得ない理由があると認めるものについては、署長の職名及び通行許可の条件等を記載し、職印を押印した通行禁止道路通行許可

証（規則別記様式第1の3。以下「許可証」という。）を作成するものとする。
この場合において、複数の通行禁止道路の許可を行う場合は、申請書に添付されている書類に契印するものとする。

イ 前記アの規定による通行許可の期間が1か月以上のときは、通行禁止道路通行許可車の標章（規則別記様式第2。以下「許可標章」という。）を併せて作成するものとする。

(2) 許可証等の送付

隣接署長は、前記(1)の規定により作成した許可証及び許可標章（以下「許可証等」という。）を、速やかに申請受理署長に送付するものとする。

(3) 身体に障害のある者からの申請の場合

申請受理署長及び隣接署長は、身体に障害のある者からの申請に対する手続を行う場合には、許可証等の作成に当たり次の事項に留意するものとする。

ア 申請した身体に障害がある者に対する許可証等であること。

イ 輸送する車両は特定しないこと。

5 通行許可の拒否

申請受理署長及び隣接署長は、前記3の規定により審査等を行った結果、通行許可をする必要が認められないものについては、当該申請書の右上余白に「拒否」と朱書きするとともに、当該申請に係る拒否処分理由書（別記様式）を作成し、所要事項をシステムに登録するものとする。この場合において、隣接署長は、当該申請書及び作成した拒否処分理由書を、速やかに申請受理署長に送付するものとする。

6 事務処理期間

通行許可に係る申請書の受理から許可証等の交付までの事務処理に要する標準処理期間は、7日以内（行政庁の休日は含まれない。）とする。ただし、申請書の補正に期間を要するとき又は申請が複数の署の管轄区域にわたるときは、この限りでない。

第5 交付要領

1 許可証等の交付

申請者に許可証等を交付するときは、システムに所要事項を登録するとともに、規則第3条の5第6項に定める遵守事項のほか、次に掲げる事項を教示するものとする。

(1) 許可証等の交付を受けた者が第4の3(4)に規定する通行許可の条件に違反したとき、又は特別な事情が生じたときは、当該許可を取り消すことがあること。

(2) 身体に障害のある者を輸送するため使用する車両の運転者に対し、警察官等に当該通行許可に係る指導等を受けたときは、身体に障害のある者から事前に交付されている許可証の内容のうち、輸送する障害者の氏名及び許可証番号を申し出ること。

2 拒否処分理由書の交付

拒否処分理由書を交付するときは、システムに所要事項を登録するとともに、申請者に対し申請書を併せて返却しなければならない。

第6 その他留意事項

1 再交付及び記載事項の変更申請

細則第3条の5第7項の規定による再交付の申請及び同条第8項の規定による変更の申請があった場合の取扱いは、第3から第5までの規定を準用し、処理するものとする。この場合において、当該申請に係る申請書と過去の交付状況とを照合して受理するものとする。

2 更新申請

細則第3条の5第9項の規定による更新の申請は、有効期間が満了する日のおおむね1か月前から申請することができるものとし、申請があった場合の取扱いは、第3から第5までの規定を準用し、処理するものとする。

3 許可証等の返納

細則第3条の5第10項の規定により、許可証等が返納されたときは、速やかにシステムに所要事項を登録し、復元できない方法で当該許可証等を処分するものとする。

4 報告

署長は、許可証等の不正使用事案その他特異事案が発生した場合は、その都度、県本部交通規制課長を経由して本部長に報告するものとする。